

小坂町地域公共交通活性化協議会規約

令和3年4月15日制定

(目的)

第1条 小坂町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）

第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、小坂町内の各地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 小坂町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は小坂町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表する者とする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠または増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第8条 会長は、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1) 会議において事前に委員からの書面による決議の了承を受けているとき。

(2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊

重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を設置することができる、

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、小坂町総務課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月15日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、小坂町長が召集する。

(委員の任期の特例措置)

3 協議会の設立初年度の第6条第2項に定める委員の任期は、同項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表（第6条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	小坂町
関係する公共交通事業者等	秋北バス株式会社
	豊口タクシー合資会社
	秋田県ハイヤー協会鹿角支部
道路管理者	鹿角地域振興局建設部企画・建設課
公安委員会	秋田県鹿角警察署交通課
地域公共交通の利用者	小坂町自治会総連絡協議会
	町営バス利用促進対策協議会
	上向七滝線利用促進協議会
	十和田湖地区自治会連絡協議会
	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局
その他地方公共団体が必要と認める者	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課
	鹿角地域振興局総務企画部地域企画課
	小坂町社会福祉協議会
	小坂まちづくり株式会社
	小坂町福祉課
	小坂町建設課
	小坂町観光産業課
	小坂町教育委員会

※ 会長が必要と認めるとき、その他の協議会の運営上必要と認められる者として、適宜、委員を加えることができる。